

九州ルーテル学院大学チャペル委員会規則

第1条 九州ルーテル学院大学（以下「本学」という。）に学生組織としてのチャペル委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第2条 委員会は、建学の精神に基づき、宗教委員会規程第1条第2項に掲げる事項について、宗教委員会の協議を経て、本学の宗教教育の推進及び宗教行事の運営を行う。

第3条 委員会の運営は、チャプレン及び宗教センター長の指導の下、委員会総会の決議に従って行われる。

第4条 委員会は、各アドバイザー（教員）の下にある学生から選出され、学長から委嘱された委員で構成する。

2 委員の人数については制限しない。ただし、1, 2年次生については各学年につき、若干名の委員を必要とする。

第5条 委員の任期は1年間とする。ただし、再任を妨げない。

第6条 委員会の議は総会によって行われる。総会は、原則的に以下の場合に開催するものとし、総会閉会中は、総会によって選出された役員会がこれを代行する。

- (1) 定例総会（年1回）
- (2) 宗教センター又は役員会が必要と認めた場合
- (3) 全委員の3分の2以上の者が要求した場合

2 総会においては、役員改選、規則改正、年間行事決定等の決議を必要とする重要事項の審議決定を行う。

- (1) 総会は、委員長が召集し、その議長となる。
- (2) 総会は、全委員の3分の2以上の者の出席をもって成立する。
- (3) 審議事項は、出席者の3分の2以上の者をもって可決とする。

3 総会は、その執行機関として第7条に掲げる役員会を置く。

第7条 総会において選出された役員会は、チャプレン及び宗教センター長の指導の下で、委員会の運営上の一切を計画立案し、執行する。

2 役員会は、次の者によって構成される。

- | | |
|--|-------|
| (1) 委員長 | 1名 |
| (2) 副委員長 | 1名～2名 |
| (3) 礼拝係代表 | 1名～2名 |
| (4) 奉仕係代表 | 1名～2名 |
| (5) 広報係代表 | 1名～2名 |
| (6) 賛美部門代表 | 2名～4名 |
| <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"><div style="margin-right: 10px;">聖歌隊代表</div><div>1名～2名</div></div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"><div style="margin-right: 10px;">オルガニスト</div><div>1名～2名</div></div> | |

第8条 委員会に、賛美部門としてオルガニスト及び聖歌隊を置く。

2 オルガニスト及び聖歌隊には学生その他教職員有志も参加することができる。

3 賛美部門には専門的指導者のほかに、宗教委員会から顧問を置く。

第9条 本規則の改廃は、第6条に定める「総会」の議を経て、教授会に報告するものとする。

附 則

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。